

事務経費に係る費用の負担に関する協定書（案）

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）と福島県（以下「県」という。）、福島県農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）は、推進会議が実施する事務に要する経費の負担に関し、次のとおり協定を締結する。

（事務経費の負担）

- 第 1 条 推進会議が実施する事務に要する経費のうち、水田農業改革支援事業補助金の使途として制限を受ける経費並びに国庫補助金、及び前年度繰越金で不足を生じる経費については、県、中央会が予算の範囲内で負担する。
- 2 推進会議の会長（以下「会長」という。）は、5 月末日までに当該年度の事務に要する経費に関する明細書及び四半期毎に記載した資金計画を福島県知事、中央会の会長（以下「経費負担者」という。）に提出しなければならない。
- 3 会長は、前項の資金計画に基づき、四半期毎に負担金を請求することができる。
- 4 第 2 項の事務に要する経費及び資金計画に変更の必要が生じた場合には、会長の申し出により会長及び経費負担者が協議して定める。
- 5 会長は、翌年度 4 月末日までに第 1 項に定める経費の支出状況について経費負担者に報告するとともに、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約第 3 2 条 2 項に基づき負担金について精算しなければならない。

（負担金）

- 第 2 条 前条第 1 項の規定により負担する経費の負担割合は、県が 2 分の 1、中央会が 2 分の 1 とし、それぞれ 9 0 万円を負担する。

（その他）

- 第 3 条 この協定の内容に疑義が生じた場合は、会長及び経費負担者が協議して定める。

附 則

この協定は、会長及び経費負担者が記名押印した日から効力を生じる。

令和 年 月 日

福島県福島市杉妻町 2－1 6

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

代表者 会長

福島県福島市杉妻町 2－1 6

福島県

代表者 福島県知事

福島県福島市飯坂町平野字三枚長 1－1

福島県農業協同組合中央会

代表者 代表理事会長